

第1・2回検討会での主な指摘事項 (会議でのご発言 & プレゼンテーション)

自治体

< 背景状況 >

- ・ 地方公共団体での環境業務の多様化（大気、水質関連の人員減少）
- ・ 地方公共団体での 2007 年問題（ベテラン職員の退職、技術・ノウハウの継承の懸念）

< 実情・課題 >

- ・ 地方自治体職員の教育不足・勉強不足による企業対応と不信感の醸成
- ・ 自治体の財政事情が苦しく、立入検査やモニタリングポイントが減少
- ・ 特定施設数の増加に対し、立入検査が減少
- ・ 立入検査時の測定未実施（大気は水質に比べて測定件数が少ない）、立入検査時間が十分でない（詳細な照合ができない、不適正事案の発見が困難）
- ・ 自治体が全部をチェックしていくことは実際として無理であり、民間のチェック機能をどう働かせていくか
- ・ 定期修理後の燃焼管理に伴う変動幅は、ある程度、許容範囲だと認容

< 改善の取組 >

- ・ 効率的な立入検査が実施できるようマニュアルを見直し
- ・ 大気、水質、廃棄物等の総合的大規模立入検査（公害機動隊）の導入（法令遵守の徹底と技術の継承）
- ・ 地方自治体でのチェック能力の向上、データのチェックだけでなく、チャートも併せて確認
- ・ 自治体による法令・条例講習会や公害防止法令解説書の改訂・充実

事業者

< 背景状況 >

- ・ 公害が一般的に減り、企業に対するプレッシャーが減少
- ・ 団塊の世代の大量退職

< 実情・課題 >

- ・ 緊張感の欠如
- ・ 運転部門がデータの維持管理。最終判断は環境部門。不具合時に停止せざるを得ないシステムの構築、停止値の設定や連絡に係る規定等の整備が必要

- ・ 企業内でのコミュニケーション不足。環境管理の仕組みはあったが形骸化。設備の不具合等を言い出せる機会の設置など補足的取組を実施
- ・ 企業の生産性重視の姿勢。環境管理部門が生産部門から独立していない。環境管理部門と生産部門の独立性確保、監視権限拡大等が必要
- ・ 公害防止管理者に対するバックアップ体制は非常に弱く、仕組みを変えればある程度の効果はある
- ・ ISO14001 がシステムとして機能しておらず、日本人の資質に合うような工夫が必要
- ・ システム化され、企業の環境担当者は測定データがどのように自治体に送信されているか不明
- ・ 廃棄物の活用などによる燃料の多様化により排出濃度などの変動が非常に大きくなり、運転管理者には非常に厳しい状況

< 改善の取組 >

- ・ 社内点検・監査等の詳細規定の見直し
- ・ 作業の標準化（見える化）、事業者での環境コンプライアンス研修・教育の義務化
- ・ 行政も参加した異常排水時訓練の実施
- ・ 事業者における複数者によるデータ管理と情報公開の義務化

自治体・事業者共通 / 制度的課題

< 基準及び測定方法について >

- ・ 何が許されていて、何が許されていないかという区分がはっきりしておらず、明確化する必要
- ・ 許される範囲が明確になっていない中で、報告すべきこと、しなくてもいいことという区分けがなされておらず、企業の自主判断に任されてきてしまった
- ・ どういう場合に違反となるのか、守るべき範囲やスパン等について、統一見解や解釈の明確化を望む
- ・ 連続測定とバッチで測定する場合と分けて考える必要があるのではないか
- ・ 排出基準値違反はどのレベル（法律、条例、協定等）のものか

< 測定データの取扱いについて >

- ・ 測定頻度どおり企業側がきちっと測定してそれが基準違反でない場合、実際に立入検査で基準違反が起こったときに直罰規定がかけられるかという問題が実は今残っていると思う。
- ・ 厳しくするのは違反をなくす一つの方法だが、厳しくすればするほど潜ってしまい我々は何の情報も得られなくなってしまう。むしろそのほうが怖い

- ・ 基本的には社会全体が知ることが非常に重要。全部出した上で納得してもらうという方向
- ・ 不適正事案が出てきたときには、自主的報告と行政の立入検査等による発見を区別し、自主的に報告されたものについてはそれなりの扱いが必要

< その他 >

- ・ （これまでの）原因究明調査について、意識の問題や直すべき部分とそうでない部分が混同して書いてあり、対応しなければならない部分の焦点が絞り切れていない。
- ・ 法律上の対応と協定上の対応が混同。立入検査の根拠を確認すること等によって、自治体・事業者の相互認識が向上する。
- ・ 大気汚染防止法第 14 条の改善命令の適用要件（“ その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき ”）の緩和。（水質汚濁防止法と同様に排出基準超過が継続するおそれのみを要件として命令できるように）
- ・ 環境保全協定の強化（企業の環境管理（組織、教育等）の徹底を追加、違反時の措置の強化（違反事項に対し勧告を経ずに操業短縮・停止指示が可能に）等）
- ・ 環境省に問い合わせコーナーの設置